

平成29年1月26日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 山田組 河北郡津幡町字横浜い33-1

2 指名停止期間

平成29年1月26日から平成29年3月8日まで (6週間)

3 指名停止理由

上記有資格者は、民間工事において、建築一式工事の建設業許可を有していないにも関わらず、建築一式工事を請け負ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして平成29年1月26日に7日間の営業停止処分を受けた。

上記のことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 15 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越 田
内 線 5 0 2 3
外 線 076-225-1712